

## 軌道運転規則

### 1. 案内情報

手続名	: 併用軌道の例外許可及び変更許可
手続根拠	: 軌道運転規則第2条第1項
手続対象者	: 軌道運転規則によらない取扱いをしようとする軌道事業者
提出時期	: 軌道運転規則によらない取扱いをしようとするとき又は許可事項の変更をしようとするとき
提出方法	: 併用軌道の例外取扱許可申請書又は変更許可申請書を地方運輸局鉄道部運転保安課を経由して国土交通大臣あて提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし
申請書様式	:
記載要領・記載例	: 経路先となる地方運輸局鉄道部運転保安課及び技術課（第一課・第二課）にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

提出先：国土交通省鉄道局技術企画課安全対策室

0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 (内線 4 0 7 8 3)

“ 施設課 “ (内線 4 0 8 6 2)

北海道運輸局鉄道部運転保安課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 2
技術課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 3
東北運輸局鉄道部運転保安課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 6
技術課	0 2 2 - 7 8 1 - 7 5 2 8
新潟運輸局鉄道部運転保安課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 7
技術第一課	“
技術第二課	“
関東運輸局鉄道部運転保安課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 0
技術第一課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 1
技術第二課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 2
中部運輸局鉄道部運転保安課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 1
技術第一課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 2
技術第二課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 3
近畿運輸局鉄道部運転保安課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 0
技術第一課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 1
技術第二課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 2
中国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
技術課	“

四国運輸局鉄道部運転保安課 087 - 835 - 6360  
技術課 087 - 835 - 6361  
九州運輸局鉄道部運転保安課 092 - 472 - 4062  
技術課 092 - 472 - 2520

受付時間：提出先にお問い合わせください。

相談窓口：国土交通省鉄道局技術企画課安全対策室

〃 施設課

地方運輸局鉄道部運転保安課

〃 技術課（一課・二課）

### 3. 手続情報

審査基準：・規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。

・規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。

標準処理期間：120日

不服申立方法：行政不服審査法の規定による